

名古屋経営短期大学と社会福祉法人 九十九会との 包括連携協力に関する協定書

名古屋経営短期大学（以下「甲」という。）と社会福祉法人 九十九会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙が包括的な連携のもと、幅広い分野において協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲、乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 人的分野及び教育的分野に関すること。
- (2) 地域の活性化に関すること。
- (3) 知的資源及び物的資源の相互活用に関すること。
- (4) その他、甲、乙が協議して必要と認める事項に関すること。

（連携協力窓口）

第3条 甲、乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議を実施するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲、乙の協議が整った場合は、さらに1年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第6条 この協定の内容に変更が生じた場合は、変更を生じた者がそれに速やかに連絡をして変更に係わる協議をし、必要な手続きを行うものとする。

（協定の解除）

第7条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲、乙協議の上、協定を解約することができる。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、必要最小限の範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を承認を得ないで使用したり、他に漏らしたりする事があつてはならない。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2022年3月14日

甲 愛知県尾張旭市新居町山の田 3255-5

名古屋経営短期大学

学長

高木弘児

乙 愛知県名古屋市中区新栄三丁目 32番17号

社会福祉法人 九十九会

理事長

土屋 利寿